

秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例等の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第41号

秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例等の一部を改正する条例

(秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例の一部改正)

第1条 秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例(平成16年秋田市条例第
134号)の一部を次のように改正する。

第5条中「22円」を「33円」に改める。

(秋田港振興センター条例の一部改正)

第2条 秋田港振興センター条例(平成8年秋田市条例第22号)の一部を
次のように改正する。

別表中「419円」を「628円」に、「838円」を「1,256円」に、
「1,676円」を「2,512円」に、「3,352円」を「5,024円」に、「5円」
を「7円」に改める。

(秋田市雄和観光交流館条例の一部改正)

第3条 秋田市雄和観光交流館条例(平成16年秋田市条例第92号)の一部
を次のように改正する。

別表中 「

314円
524円

」 を 「

471円
786円

」 に改める。

(秋田市雄和観光花き栽培園条例の一部改正)

第4条 秋田市雄和観光花き栽培園条例(平成16年秋田市条例第93号)の
一部を次のように改正する。

別表中「419円」を「628円」に、「314円」を「471円」に改める。

(秋田市雄和観光農産物加工所条例の一部改正)

第5条 秋田市雄和観光農産物加工所条例(平成16年秋田市条例第95号)の一部を次のように改正する。

別表中「22,000円」を「33,000円」に、「2,200円」を「3,300円」に改める。

(秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部改正)

第6条 秋田市雄和ふるさと温泉条例(平成16年秋田市条例第97号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「3,635円」を「5,452円」に、「2,457円」を「3,685円」に、「3,206円」を「4,809円」に、「267円」を「400円」に、「162円」を「243円」に、「367円」を「500円」に、「183円」を「250円」に、「534円」を「801円」に改め、同表の備考の1中「3,670円」を「5,000円」に、「1,830円」を「2,500円」に、「7,340円」を「10,000円」に、「3,660円」を「5,000円」に、「11,010円」を「15,000円」に、「5,490円」を「7,500円」に改め、同表の備考の6中「534円」を「801円」に改める。

(秋田市ポートタワー条例の一部改正)

第7条 秋田市ポートタワー条例(平成18年秋田市条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「4,400円」を「6,600円」に、「3,960円」を「5,940円」に、「4,263円」を「6,394円」に改める。

別表第2中「2,975円」を「4,462円」に、「2,095円」を「3,142円」に改める。

別表第3中「73円」を「109円」に改める。

(秋田市にぎわい交流館条例の一部改正)

第8条 秋田市にぎわい交流館条例(平成23年秋田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「3,457円」を「5,185円」に、「2,933円」を「4,399円」に、「2,410円」を「3,615円」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

施設	利用料金（限度額）			
	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時 30 分から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午後 9 時 30 分から午後 12 時まで
展示ホール	19,058円	19,058円	16,335円	13,612円
アート工房 1	3,264円	3,264円	2,888円	2,385円
アート工房 2	2,934円	2,934円	2,568円	2,080円
多目的ホール	14,667円	14,667円	12,571円	10,476円
多目的室 1	1 時間につき 994円			
多目的室 2	1 時間につき 220円			
多目的室 3	1 時間につき 231円			
多目的室 4	1 時間につき 713円			
多目的室 5	1 時間につき 719円			
ピアノ練習室	1 時間につき 330円			
研修室 1	4,561円	4,561円	3,960円	3,240円
研修室 2	2,826円	2,826円	2,313円	1,926円
研修室 3	1,912円	1,912円	1,639円	1,366円
研修室 4	1,766円	1,766円	1,473円	1,325円
研修室 5	1,912円	1,912円	1,639円	1,366円
研修室 6	1,961円	1,961円	1,681円	1,401円
和室 1	613円	613円	533円	436円
和室 2	613円	613円	533円	436円
和室 3	328円	328円	288円	233円

別表第 3 中「2,514円」を「3,771円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき温泉供給料金について適用し、同日前の使用に係る温泉供給料金および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき温泉供給料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条から第8条までの規定による改正後の秋田港振興センター条例、秋田市雄和観光交流館条例、秋田市雄和観光花き栽培園条例、秋田市雄和観光農産物加工所条例、秋田市雄和ふるさと温泉条例、秋田市ポートタワー条例および秋田市にぎわい交流館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。